

共同募金会が行う受配者指定寄附金制度とは

受配者指定寄附金制度

寄附者（個人や法人）が社会貢献事業の一環として、受配者（寄附を受ける社会福祉法人・更生保護法人）とその寄附金の使途を指定して寄附を行うもので、定められた要件を満たせば、税法上の優遇措置を受けることができる制度です。

《例》

- ☆福祉太郎氏が、社会福祉法人桃太郎会が整備する特別養護老人ホームの建設資金として、現金を寄附
- ☆株式会社アサヒが、社会福祉法人あさひ会が整備する特別養護老人ホームの建設資金として、現金及び建設用地を寄附

『個人として寄附をいただく場合』

○所得税（所得控除か税額控除が選べます）

・所得控除とは、寄附者のその年分（1月～12月）の控除対象となる所得から、該当する額が控除されることをいいます。

税額＝（所得金額－所得控除額）×税率

所得控除額＝寄附金額（前年所得の40％を限度とする額）－2千円

・税額控除とは、納付すべき所得税額から、該当する金額が控除されます。ただし、税額控除額は、その年分の25％が限度となります。

税額控除額＝（税額控除対象寄附額－2千円）×40％

○個人住民税

税額控除とは、納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されることをいいます。

なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄附先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

税額控除額＝寄附金額（年間所得の30％を限度とする額－2千円）×10％

『法人（株式会社等）として寄附をいただく場合』

共同募金会に対する寄附金には、特定公益増進法人である社会福祉法人に直接寄附する場合に比べ、法人税法上格段の優遇措置が設けられています。

それが、法人からの寄附金の全額損金算入です。

※全額損金算入とは、法人の課税対象となる所得から、当該法人が支出した寄附金額の全額が、一般寄附金の損金算入限度額の枠とは別に、控除されることをいいます。

受配者指定寄附金の配分対象となる法人

社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定されている社会福祉事業）、更生保護事業（更生保護法第2条に規定されている事業）を行う法人。

このことにより、共同募金会が取り扱う指定寄附金制度の配分対象は、社会福祉事業及び更生保護事業に限定されます。

受配者指定寄附金の対象となる主な事業

- ・ 施設の新設、増改築などに必要な工事費（設計管理費を含む）
- ・ 備品、設備の整備費
- ・ 土地購入費（土地の現物寄附）
- ・ 土地の造成費

受配者指定寄附金の申請に係る審査

年間を通して受付、毎月1回の審査を行っています。

寄附金総額が100万円までの申請は各都道府県共同募金会で審査を行い、寄附金総額が100万円を超える場合は、中央共同募金会で審査されます。

受配者指定寄附は、受入期間を問わず、寄附者が共同募金会に対して寄附することができるのは、共同募金会が寄附に関して国や地方公共団体と同様の税法上の優遇措置が認められる指定寄付金の運用を財務省及び総務省から任されているためです。